

夜間看護補助者派遣業務の公募について（公告）

次のとおり企画提案方式（公募型プロポーザル方式）により受託者を公募する。

令和7年8月21日

香川県立中央病院 院長 高口 浩一

1 公募に付する事項

- （1）委託業務名 夜間看護補助者派遣業務
- （2）委託期間 契約締結日から令和11年1月31日まで（夜間看護補助者の派遣期間は、令和8年2月1日から令和11年1月31日まで）
- （3）契約限度額 2,750円（夜間看護補助者1名につき1時間あたりの単価。消費税及び地方消費税は含まない。）
- （4）業務の概要 別紙1「夜間看護補助者派遣業務仕様書」のとおりに従う

2 応募条件・資格

次に掲げる要件を満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- （2）香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者。
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者。
- （4）香川県税に滞納のない者。ただし、香川県会計規則（昭和39年香川県会計規則第19号）第180条第2項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていない者は、香川県税の納税証明書（未納のない旨の証明）を提出すること。また、県税の納税義務がない者は、その旨の証明書を提出すること。
- （5）令和4年4月1日以降に、日本国内において当院と同規模程度以上の病院で、当該業務と種類及び規模を同じくする業務を受託し、6か月以上継続して適切に業務を行った実績がある者
- （6）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）により、厚生労働大臣から一般労働者派遣事業の許可を受けている者。

3 応募方法及び応募資格要件の確認結果の通知

（1）応募方法

① 提出書類

次の書類を各1部提出すること。

- ・応募意思表明書（様式第1号）
- ・業務受託実績書（様式第2号）
- ・香川県税納税証明書（2（4）ただし書きに該当する者）

- ・商業法人登記簿謄本又は登記事項証明書の全部事項証明（履歴事項証明）
※提出日の3ヶ月以内に発行されたものに限る。（写しの場合、代表者が記名押印の上、原本と相違ないことを証明すること。）
- ・決算状況を明らかにする書類（直近の事業年度分）
- ・会社概要書（自由様式、会社案内や沿革等が記載されたもの。パンフレット可）

② 提出方法

「10 応募・照会先」に記述の提出先へ直接持参するか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）によるものとし、電話、電報、FAX、電子メール、宅配便等は不可とする。（郵便の場合は書留親展とし、信書便の場合は郵便における書留親展に相当する方法に限る。）。

③ 提出期間

令和7年8月21日(木)から令和7年9月1日(月)まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く 8:30～12:00、13:00～17:15）とする。なお、郵便又は信書便により提出する場合は、令和7年9月1日(月)17:15までの必着とする。

(2) 応募資格要件の確認結果の通知

応募意思表明書等を提出した者全員に対し、令和7年9月4日(木)までに応募資格の確認結果を書面又は電子メールで通知する。応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができる。なお、提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第3号）を提出すること。

4 公募説明会

公募説明会は開催しない。

5 質問の受付、回答方法

(1) 質問の受付について

この公募について質問がある場合は、質問書（様式第4号）を、令和7年9月2日(火)17:15まで（休日を除く8:30～12:00、13:00～17:15）に、郵送又は電子メールで提出すること。なお、電子メールの場合は、メールに質問書のデータを添付し、メール件名を「夜間看護補助者派遣業務に関する質問」として送信すること。なお、送信時には必ず電話で受信確認すること。

(2) 質問の回答について

令和7年9月5日(金)17:15までに、10に示した場所において閲覧に供するとともに、県ホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/chuobyoin/index.html>）で公開する。

6 企画提案書の提出

応募意思表明書を提出した応募者のうち、応募資格要件に適合した者に対して、企画提案書等の提出を求める。

(1) 提出書類

次の書類を別紙2「夜間看護補助者派遣業務企画提案書等の作成要領」に基づき作成の

上、提出すること。

- ① 企画提案書（自由様式）
- ② 業務見積書（様式第5号）

（2）提出方法

提出書類は全て紙媒体とし、提出方法は上記3（1）②と同様とする。

（3）提出期間

令和7年9月8日（月）から令和7年9月17日（水）まで（休日を除く8:30～12:00、13:00～17:15）とする。なお、郵便又は信書便により提出する場合は、令和7年9月17日（水）17:15までの必着とする。

（4）留意事項

- ① 提案は1応募者につき、1案のみとする。
- ② 業務見積書は企画提案書とは別に封筒に入れて、封滅（封の糊付け）のうえ、封筒の繋ぎ目に封印（押印）すること。
- ③ 企画提案書は、提案項目の順番のとおりにステープラー等で綴じ、正本を1部、副本を9部提出すること。
- ④ 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、当院が提出を求めた場合はこの限りではない。また、提出書類は理由の如何を問わず返却しない。
- ⑤ 企画提案書の作成、提出、プレゼンテーションへの参加等、プロポーザル参加に要する経費等は、全て応募者の負担とする。
- ⑥ 応募者は、応募意思表明書（様式第1号）の提出をもって、プロポーザル実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

（5）失格事由

提出された企画提案書及び業務見積書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ② 提出書類に記載すべき内容を記載していないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 業務見積書に記載された金額（消費税及び地方消費税を含まない額）が1の（3）の契約限度額を上回るとき。
- ⑤ 当委託業務に従事させる従業員の人件費単価について、香川県最低賃金（最低賃金法（昭和34年法律第137号）の定める香川県において適用される最低賃金の額をいう。以下同じ。）を下回るとき。

7 契約予定者の選定

（1）選定方法

当委託業務の契約予定者を選定するための委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会において応募者から提出された企画提案書等の内容を、別紙3「夜間看護補助者派遣業務企画提案書等の審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき評価結果を数値化する採点方式で評価を行い、各評価点を合算した総合評価点が最も高い応募者を契約予定者として選定する。

なお、評価の結果、応募者すべてが最低基準（満点の5割）に達しない場合は、受託候

補者を選定せず、再度企画提案を募集することがある。

(2) 評価方法

総合評価点の満点を100点とし、各評価点の配点は次のとおりとする。

① 企画提案書評価点：企画提案書の評価点（配点：90点）

② 見積金額評価点：業務見積書の評価点（配点：10点）

(3) 注意事項

審査の結果、最も高い得点の応募者が2人以上いる場合、以下の順で点数の高い者を契約候補者とする。

① 見積金額評価点が高い者

② 以上においても同点の場合は、くじにより契約候補者を決定する。

(4) プレゼンテーション

提出物及びプレゼンテーションの質疑応答で審査を行う。なお、プレゼンテーションの日程や実施方法は、後日、応募資格要件に適合する者全員に通知する。

なお、応募資格要件に適合する者が1者の場合でも審査を実施する。

プレゼンテーションは1者あたり、企画提案書に係る説明が20分、質疑応答が15分の合計35分以内とする。説明はプロジェクトリーダーが行うこと。

(5) 審査結果の通知審査の結果

応募者全員に文書で通知する。

8 委託契約の締結

(1) 業務の実施にあたっては、契約予定者として選定した者（その者が契約締結時までに「2の応募条件・資格」に定める要件に該当しなくなった場合、又は事故等の特別な理由により契約締結が不可能となった場合は、「7の(1)の選定方法」において次点の者）と、予算の範囲内で委託契約を締結する。

(2) 本業務の契約書は香川県立中央病院で準備する。

(3) 仕様書の内容及び契約予定者が提出した企画提案書の提案内容については、契約予定者と香川県立中央病院との事前協議により変更することがあるので、業務見積書に記載された見積金額が契約金額とならない場合がある。

(4) 香川県会計規則第149条に基づき、契約保証金の納付を求めることがある。

(5) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、受託者が、委託しようとする受託者の名称、業務の範囲、理由、その他香川県立中央病院が必要とする事項を、書面をもって香川県立中央病院に申請し、書面による承認を得たときは、この限りではない。

9 電子契約の可否

(1) 可とする。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用する。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を契約の候補

者選定後の見積書提出時に電子メールにより提出すること。

(3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となる。

10 応募・照会先

〒760-8557 香川県高松市朝日町一丁目2番1号
香川県立中央病院 事務局総務課 担当者：松永
TEL：087-811-3333
FAX：087-802-1188
メールアドレス：chuobyoin@pref.kagawa.lg.jp

11 スケジュール

8月21日(木)	公告開始 応募意思表示書受付開始 質問受付開始
9月 1日(月)	公告終了 応募意思表示書受付締切
9月 2日(火)	質問の受付締切
9月 4日(木)	応募資格要件の確認結果通知
9月 5日(金)	質問への回答、閲覧
9月 8日(月)	企画提案書受付開始
9月17日(水)	企画提案書及び業務見積書受付締切
9月22日(月)	審査会(プレゼンテーション実施)
9月下旬	審査会結果通知(予定)
10月	契約締結・事業着手(予定)
2月 1日(日)	夜間看護補助者の派遣開始(予定)